



令和 8 年 1 月 14 日
四 国 運 輸 局

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します。

令和 8 年 1 月 7 日付けで伊予鉄道株式会社から鉄軌道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてご意見を募集します。

○鉄道の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第 16 条第 1 項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

※本申請事案の認可については、四国運輸局長へ委任されています。

※所定運賃（実際の運賃）については、認可後に上限の範囲内で事業者から届出があります。

○申請の概要

【上限認可】

① 鉄道

初乗り運賃：申請 250 円（現行 230 円）

その他対キロ区間運賃：5.0 キロまで 20 円引き上げ
5.1 キロ以遠 30 円引き上げ

② 軌道

均一制運賃：申請 250 円（現行 230 円）

※変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法については別紙 1 参照

※本申請事案についての事業者の情報提供は、以下のホームページを参照ください。

伊予鉄道株式会社：<https://www.iyotetsu.co.jp/>

○意見募集期間

令和 8 年 1 月 14 日（水）から令和 8 年 1 月 28 日（水）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙 2 「意見募集要領」参照

[参考]

○鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正

な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4～5（略）

○軌道法（大正10年法律第76号）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ

定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2・3（略）

【問い合わせ先】

四国運輸局 鉄道部計画課

担当 一色、滝井

電話 087-802-6755

別紙 1

○変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

(大人運賃の一部抜粋)

① 鉄道

普通旅客運賃

営業キロ	上限運賃	
キロメートルまで	現行運賃	申請運賃
3	230円	250円
4	280円	300円
5	300円	320円
6	350円	380円
7	370円	400円
9	430円	460円
11	490円	520円
13	550円	580円
15	610円	640円
17	670円	700円
19	720円	750円
21	770円	800円
23	820円	850円
25	870円	900円

定期旅客運賃（大人通勤1ヶ月）

営業キロ	上限運賃	
キロメートルまで	現行運賃	申請運賃
3	6, 510円	7, 110円
4	9, 170円	10, 010円
5	11, 090円	11, 880円
6	13, 070円	14, 260円
7	13, 860円	15, 050円
9	16, 240円	17, 430円
11	18, 620円	19, 800円
13	20, 990円	22, 180円
15	23, 370円	24, 560円
17	25, 740円	26, 930円
19	27, 720円	28, 910円
21	29, 700円	30, 890円
23	31, 680円	32, 870円
25	33, 660円	34, 850円

定期旅客運賃（大人通学1ヶ月）

営業キロ	上限運賃	
キロメートルまで	現行運賃	申請運賃
3	4, 810円	5, 250円
4	6, 720円	7, 330円
5	8, 070円	8, 640円
6	9, 510円	10, 370円
7	10, 080円	10, 950円
9	11, 810円	12, 680円
11	13, 540円	14, 400円
13	15, 270円	16, 130円
15	17, 000円	17, 860円
17	18, 720円	19, 590円
19	20, 160円	21, 030円
21	21, 600円	22, 470円
23	23, 040円	23, 910円
25	24, 480円	25, 350円

② 軌道

普通旅客運賃

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	230円	250円

定期旅客運賃（大人通勤1ヶ月）

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	8, 320円	9, 110円

定期旅客運賃（大人通学1ヶ月）

	上限運賃	
	現行運賃	申請運賃
均一制	6, 050円	6, 630円

別紙2

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に関する意見募集について

令和8年1月14日
四国運輸局
鉄道部計画課

令和8年1月7日付けをもって、伊予鉄道株式会社から鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月28日（水）まで

※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

※行政手続法第39条第1項に規定された、意見公募手続に基づくものではない任意の意見募集として、広く利用者から意見を聞くために実施するものであり、事業者からの申請に対して迅速な処分を行うため、30日未満の意見募集期間としております。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎南館3階
国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当
電話番号 087-802-6755

(意見提出様式)

国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当 あて

伊予鉄道株式会社の鉄軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に
関する意見

1. 個人／団体の別	個人／団体 (※いずれか該当する方を○で囲んで下さい。)
2. 氏名／団体名	
3. 住 所	
4. 電 話 番 号	
5. 電子メールアドレス	
意 見	ご意見： 理由：